

広島県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

広島県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

第一条 広島県職員人事評価実施規程（昭和二十九年広島県訓令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（人事評価の実施等） 第三条（略） 一（略） 二 非常勤職員（ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は除く。） 三（略） 2・3（略）</p>	<p>（人事評価の実施等） 第三条（略） 一（略） 二 非常勤職員（ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は除く。） 三（略） 2・3（略）</p>

第二条 広島県職員人事評価実施規程の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第七中「。」を「、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の広島県職員人事評価実施規程（以下「改正後の規程」という。）
（第三条第一項第二号の規定については、令和十四年三月三十一日までの間、改正後の規程第三条第一項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。）